

論文

「新時代」以降の市民層エリートの関税議会構想

ドイツ全国議会と関税同盟改革(1858-1868)

峯 沙智也

はじめに

ドイツ帝国は鉄と血によってではなく、鉄と石炭によっ て成立した1。第一次世界大戦の敗戦国であるドイツ帝国を 前に、イギリスの経済学者ケインズはこう喝破した。この 些か使い古されたケインズの言葉は、ドイツ帝国成立の基 盤として、プロイセンを中心としたドイツ関税同盟加盟地 域の工業の発展を想定していた2。このような歴史観は、帝 政期のいわゆるプロイセン学派の統一国家形成観、すなわ ちプロイセンが、オーストリアを排除したドイツ関税同盟 を足がかりに、通商および関税政策を通してドイツ諸邦を 統合しドイツ帝国を形成したという定式と共通する部分が 多い³。もちろん、これまでの研究でプロイセンがドイツ帝 国成立を見据えてドイツ関税同盟を成立させたという単線 的な理解は、幾度も批判されている。とはいえ、現在にお いても、ドイツ関税同盟が経済的な側面から統一国家形成 の基盤となったという広範な共通認識が存在するだろう。 こうしたドイツ関税同盟像の影に隠れる形で、ドイツ関税 同盟に関する研究においては、いかに全国議会、すなわち 統一国家全土の住民によって選出された議員で構成される 議会、を設立するという構想とドイツ関税同盟改革の関連 性はほとんど研究されてこなかった。

こうした研究動向を踏まえ、本稿は、ドイツ関税同盟の改革論争と全国議会成立の関連性に迫るべく、関税同盟改革をめぐる市民層エリート4の構想を分析し、全国議会の成立に至る関税議会構想の系譜を扱う。特に1858年以降の「新時代」と呼ばれる時期に結成された市民層エリートによる結社を分析対象とする。こうした分析により、関税や通商政策を決定する立場にいた政治家や官僚だけではなく、実際に経済活動を行っていた市民層のドイツ関税同盟改革に対する影響力を検討することが可能になるだろう。

従来の研究では、ドイツ帝国成立に先駆けて1868年にドイツ関税同盟の機関として関税議会(Zollparlament)が設置されたことは言及されるものの、関税議会をめぐる構想

の系譜は十分には検討されてこなかった。強いて言えば、 1840年代にライン地方の企業家であるダーフィット・ハン ゼマン(David Hansemann, 1790-1864)が関税同盟の機関 として議会を設置することを求めた、と簡潔な説明が付さ れる程度である。関税議会の最初の提唱者とされるハンゼ マンは、1848年革命時にプロイセン初の自由主義内閣の蔵 相を務めたため、邦語でも独語でも研究蓄積がある。しか し、1848年革命頃の活動がとりわけ着目され、1850年代以 降の活動はほとんど着目されてこなかった。例外的に旧東 ドイツの歴史家ローラント・ツァイゼは旧東ドイツのメル ゼブルクにあったドイツ中央文書館に所蔵されていたハン ゼマンの個人史料を扱った研究を行っており7、ほとんどの 先行研究はツァイゼの研究に依拠する形で、ハンゼマンの 1860年代の活動を評価してきた。しかしツァイゼの研究で は、ハンゼマン以外の市民層エリートの関税議会構想はほ とんど検討されていない。

ビスマルクのドイツ関税同盟政策を扱った研究では、1845年のハンゼマンの動議の意義が強調されてきた⁸。そのため、市民層エリートによる関税同盟改革論争の影響力は十分に検討されてこなかった。ビスマルクが参照し得た関税議会構想をめぐる論争空間⁹の内実や、その構想が具体化されていく過程を明らかにすることが必要なのではないか。

本稿では、市民層エリートの結社、特にドイツ通商大会やドイツ国民経済学者会議における関税同盟改革の議論を分析するため、ドイツ各地の文書館に所蔵されている市民層エリートの個人史料や私信、手書き草稿等、そして市民層エリートの結社が発行した雑誌や議事録などの一次史料を使用した¹⁰。加えて、1858年から1868年頃までにドイツ地域で出版された新聞や雑誌、そして覚書や冊子、書籍といった同時代出版物も用いた。

以下、ドイツ地域全体の関税・通商問題を議論するため にドイツ関税同盟に議会機構を設置する構想を、「関税議 会構想」と総称する。このように総称するのは、第一に、 関税議会(Zollparlament)という名称以外で提案された同様の構想も含めて比較検討を行うためである。第二に、構想段階では、実際に成立した関税議会のようにドイツ全土から普通選挙で選出された代表者で構成された議会とは異なる議会を想定した構想も多数提示されたため、「実際に1868年に成立した関税議会」と「構想段階の関税議会」を区別し、後者を分析の俎上に載せるためである。

1.「新時代」以前の関税議会構想:ハンゼマンと 1845年ライン州議会

ハンゼマンによる関税議会構想を検討する前に、彼の来歴を簡単に紹介する"。ダーフィット・ハンゼマンは1790年にハンブルク近郊のフィンケンヴェーダーにある小規模なプロテスタント教会の牧師もとに生まれた。14歳からヴェストファーレンのレーダで奉公した後、1817年にアーへンに移住し、羊毛問屋として成功した。その後、保険業や鉄道敷設、民営銀行などにも事業を拡大し、1837年から1844年にはライン鉄道会社の副社長を務めた。そして、1843年にライン州議会の代理議員に選出され、プロイセン=ライン地方の政治に関与するようになった。

1845年の第8回ライン州議会では、当時の官僚主導の経済政策に対して批判的な議論がなされていた。関税および通商政策の決定に民意を反映させることを要求する中で、ハンゼマンは後の関税議会の原型となる「全ての加盟邦の議会が、2年毎に代表を選出し、その代表が全加盟邦に適用される法案を審議し、全加盟邦の議会の名において、絶対多数決で決議する」12という決定方式を提案した。この提案は、関税同盟に関する法制定の際に各邦議会の代表者が関与するという点で革新的な内容であった。ただし、彼の構想は1845年頃に「構想」として十全な形で存在したわけではなく、官僚による関税政策の意思決定手段の独占を打破するための提案であった13。

結局、ハンゼマンの提案は第8回ライン州議会では採択されなかった。そこで、1847年にハンゼマンはライン地方の自由主義者と南西ドイツの自由主義者をヘッペンハイムでの集会に招集し、賛同を呼び掛けた。だが、この集会でもハンゼマンの構想へ賛同するものは少なかった。ハンゼマンは再び1847年11月12日付のドイツ新聞に論考を掲載し、「あらゆる関税同盟に関する案件が、関税同盟加盟邦の身分代表で構成された集会の決定に従うようにさせる」ことが必要だとして、関税議会の実現を訴えた14。

このようにドイツ全国規模の政治構想に積極的に介入し、発言を行っていたハンゼマンであるが、革命の収束後は他の自由主義者と同様に政治から一旦身を引いた。1858年までは政治目的を有する結社が禁止されたため、ハンゼマンは政治には直接関わらず、プロイセン民営銀行の総裁としての活動に専念した。

2.「新時代」の到来とドイツ関税同盟改革

ドイツの国政から離れていたハンゼマンであるが、「新時代(Neue Ära)」「5の到来と共に、再び政治的活動へ立ち戻った。「新時代」の特徴のうち市民層エリートの活動を分析する上で重要なのが、政治的な目的を掲げた結社を禁止する連邦決議が廃止されたことである」6。こうして「新時代」には多様な政治的な目的を持つ結社が成立した。その中でも、ドイツ関税同盟の改革構想および関税議会構想が論じられたのは、1858年に成立したドイツ国民経済学者会議と1861年に成立したドイツ通商大会である。

ドイツ通商大会は、1861年にハンゼマンが商人および自 営業者の利益を代弁する全国組織として招集した結社であ る。ドイツ通商大会を結成したハンゼマンの狙いは、ドイ ツ国民協会の結成をはじめとした急進的なナショナリスト の組織化に対抗し、ドイツ関税同盟の改革を議論する場を 提供することであった17。ハンゼマンはイタリア統一戦争 のようにナショナリズムに駆り立てられた紛争によってで はなく、関税同盟の制度的改革によって、結果的に遠い将 来に国民国家が形成されるだろうと考え、早急なドイツ統 一国家形成には否定的であった。ドイツ通商大会を招集し た頃に自身の構想をまとめた草稿では「進歩党によって制 定された国民協会の綱領は、実践上は実行不可能であろ う」18と、国民協会の方針の実効性を疑問視している。こ のように急進的なナショナリズムとは距離を取ったドイツ 通商大会は、商人および自営業者などの市民層がドイツ地 域全体の経済・通商問題を議論する場となり、この結社の 実質的な影響力は、決議や議事録を雑誌等に掲載し、さら にドイツ諸邦政府に送付することで発揮された。

第1回ドイツ通商大会は1861年5月13日から開催され、ド イツ関税同盟加盟邦およびオーストリアの商工会議所等の 代表者が参加した。ドイツ通商大会の年次大会では、事前 に10名程度の常任委員によって構成された常設委員会19で 設定された議題に基づき、参加者が議論を行った。提案さ れた議題は、実践的な商業活動に密接に関連し、ドイツ全 国規模で統一した議論が必要な問題であった。関税同盟の 機構改革に関連する議題は、第一に、関税同盟の年次総会 における自由拒否権20の廃止、第二に、関税率の審議への 住民代表の参加および議会機構の設置であった。後者の議 題が設定された背景には、関税同盟の事実上の意思決定機 関である年次総会で関税同盟加盟邦の官僚が独占的に関税 率等を決定し、実際に商業を営む者が関税率などの商業に 関する法制定21に関与することは出来なかったことが関係 している。この二つの議題に関して準備委員会のメンバー が提出した動議は、一つ目がドイツ関税同盟の年次総会の 代わりに、常設のドイツ関税同盟のための委員会を設置す る、二つ目が邦議会の代表による議会もしくは住民から直 接選出された代表者による議会である関税議会を設置するというものであった。この二つの動議に関する詳細な議論は3日目に行われた。議長ハンゼマンの下²²、準備委員会のメンバーの一人であるクラッセン=カッペルマンは、その日の議題に関する動議を紹介した。全7カ条からなる動議のうち関税議会構想に関連する項目は次の通りである²³。

1条:ドイツ関税同盟の存続および拡大がドイツの利益にとって極めて重要である。

5条: (中略) ここで表明された目標を達成するために は、関税同盟の制度改革が必要不可欠である。

6条:(中略)関税同盟条約の更新の際には、以下のことが考慮されるべきである。すなわち、関税同盟に関する法の制定の権限が、一方では各政府の代表者の合議体へ、他方では関税同盟加盟邦の住民の合議体へと共同体的に委譲され、この両方の機関において多数決で合意された決議が最終的な法として関税同盟の領域全体に導入される。

7条:両方の代表機関の議員数の割り当ては、各関税 同盟加盟邦の面積を十分に考慮し決定する。

この動議に関する議論に移行すると、ハンゼマンは議長の座をリッツハウプトに譲り、クラッセン=カッペルマンが提示した関税同盟改革案のうち1から4条はハンゼマン自身が提唱したものであると発言した。そして、ハンゼマンは通商大会召集以前から練っていた関税同盟の改革構想が、準備委員会が提示した動議には正しく反映されていないと主張した²⁴。続いて、「私はこの動議について修正案を提出するつもりはない。そうではなく、この提案を説明の形で、議事録に記載したいのである」²⁵と発言し、自身の発言が議事録に明確に記録されるように念を押した。いくつか詳細な修正が他の参加者から加えられた後、準備委員会が提出した動議は、簡潔な7つの条文として決議に取り入れられた。

第1回ドイツ通商大会の後、決議および議事録がドイツ地域各地の新聞社およびドイツ諸邦政府に送付された。ドイツ通商大会のこうした活動は、関税議会構想の伝播を考える上で重要である。大会後に、常設委員会は年次大会の議事録の内容に関する記事を5つの新聞に継続的に掲載することを決定した。この決定はディートリヒの名前で、「ドイツ通商大会の常設委員会の参加者およびあらゆる商業従事者層に、簡潔、迅速、そして安く(中略)、中央事務局から報告を行う(中略)ため、記事は定期的に以下の5つの新聞に、次の記号を付して寄稿される」26と文書で通知され、ドイツ各地の商工会議所に配布された。各地の商工会議所は、記号を目印に、ドイツ通商大会の議論の内容を後から把握し、再検討することができたのである。また、ドイツ通商大会の議論や決議の内容は、この通達に挙

げられた新聞だけでなく、多数の新聞で報じられた²⁷。ドイツ国民経済学者会議に参加していたベーマートは、自らが主筆を務めるブレーメン通商新聞に1861年5月25日付でドイツ通商大会の決議を掲載した。また、プロイセン政府内でも、ハンゼマンの関税議会構想は詳細に検討された。関税および通商問題に通じた官僚による鑑定書が二通作成され、商務大臣パトーもその鑑定書に対して意見を付していた²⁸。

さらに、ハンゼマンが冊子を出版することで、他の市民層エリートへの関税議会構想の伝播が進んでいった。第1回ドイツ通商大会終了後の1861年8月に、ハンゼマンは匿名でホード・シュペーナー紙に関税議会を設立する必要性を訴える趣旨の記事を寄稿している。そして、記事の内容をまとめた冊子²⁹を匿名で発表した。確かに、冊子は匿名であるが、記載内容および出版のタイミング、他の市民層エリートの反応などから、冊子がハンゼマンによるものであると推定することができる。

ハンゼマンは冊子の中で第1回ドイツ通商大会の成果を、「確かに、商工業従事者が中心となって開催した第1回通商大会の全ての決議に拍手喝采を表明したいわけではない」が、「ドイツの通商および産業全体の利害を恒常的に代表する」ことの必要性が確認されたことは重要であると評価した³0。ハンゼマンは「ドイツにおいては国民経済学的な利益をドイツ住民の協調なしに守ることはできない」と考え、「その都度ごとのドイツ議会の設置を求めた(中略)動議を我々商人は、実用性の観点から適切な提案だとみなしている」³1と述べ、関税議会設置の重要性を強調し、賛同を求めた。

ハンゼマンがドイツ通商大会の年次大会が始まる前に用意していた草稿を分析すると、当時のドイツ地域で繰り広げられた自由貿易か保護貿易かという議論に関連づけ、関税議会において関税および通商政策が議論され政策決定がなされることの重要性を認識していたことが分かる32。このように、経済の発展度合いに応じた適切な関税および通商政策を決定するために、実際に経済活動を行う商工業従事者が、関税議会を通じて関税政策に関与することが重要であるとハンゼマンは考えていた。

また、1861年通商大会頃には、ハンゼマンは関税同盟の 段階的な発展の延長線上にオーストリアを排除した形で統 一国家が成立すると予想していた。しかし、早急に小ドイ ツ主義に基づいた統一国家を形成するために関税議会の導 入を求めたわけではなかった。そうではなく、関税率の制 定や経済および商業問題に取り組むために、その都度毎に 商工業従事者の知見や民意を広く吸い上げるための関税議 会を想定していたのである。

ハンゼマンは1861年のドイツ通商大会後に、南ドイツに 向かい、ヴュルテンベルク外相ヒューゲルとバイエルン首 相シュレンクを訪問し、自身の関税議会構想を披露した。こうしたハンゼマンによる南部諸邦でのロビー活動は、1862年においても継続されていたとドイツ各地の新聞が報道している³³。しかし、ハンゼマンは1864年に療養地バート・シュランゲンバートで亡くなった。

ただし、ハンゼマンの死去とともに、関税議会構想は忘却されたわけではなかった。ハンゼマンが招集したドイツ通商大会や、同時期に存在したドイツ国民経済学者会議などにおいて、構想を支持する市民層エリートが、ハンゼマンの関税議会構想を借用し、読み替え、発展させたのである。

3. 関税議会構想の伝播

ハンゼマン亡き後の関税議会構想の展開を担った組織の一つがドイツ国民経済学者会議³⁴である。市民層エリートは、複数の結社に属する場合が多く、ドイツ通商大会とドイツ国民経済学者会議の両方に参加する市民層エリートもいた。彼らによって関税議会構想は当初のハンゼマンのものとは異なる多様な目的と結びつけられ論じられたのである。

3.1. ドイツ国民経済学者会議の成立とハンゼマンの冊子による伝播

ドイツ国民経済学者会議での議論の分析に入る前に、設 立の経緯と組織の運営方式に関して簡単に整理しよう。同 会議発足の契機となったのは、ブレーメンのジャーナリス ト・経済学者ヴィクトール・ベーマート35の呼びかけで あった。1858年にドイツ国民経済学者会議が成立する以前 は、市民層エリートの間でドイツ地域の経済および政治問 題をめぐり多様な思惑が交錯していたものの、ドイツ全土 から代表者が参集するような会議は存在しなかった36。そ こで、ベーマートは「我々は個々の身分やその身分特有の 利益のみを代表することは望まない。我々は個々の利益は 同時に民族全体の利益と対応していると認識する人のみを (中略) 歓迎しよう」37と述べ、個別邦の利害を超えてドイ ツ全国規模の問題を議論することを求めた。この呼びかけ 文は、自身が編集するブレーメン通商新聞に1857年5月23 日付で掲載され、さらに20以上の雑誌および新聞社に送付 された。この呼びかけ文に対して、ドイツ地域の経済問題 を議論する場を以前より求めていた各紙の編集局からは、 すぐさま好意的な反応が示された38。ベーマートの提案に 基づき、会議実施に向けた事務調整の後、第1回会議は 1858年9月20日にゴータで開催された。参加者の一人であ るラマース39によると、国民経済学者会議の参加者の多く が、国民協会の急進的な論調に反発しつつも、ドイツ全国 規模で経済政策を論じる必要性を認識していた市民層エ リートであった40。

ドイツ国民経済学者会議は既存の組織や部局によってではなく、新たに9人で構成された常任代表団によって運営が行われた。同会議への参加を希望する者は、文書または口頭でその旨を伝え、3ターラーの参加料を購入さえすれば、年次会議で投票する権利が与えられた。同会議は、この年次会議への参加料で運営資金を賄っていた。参加者の多くは比較的裕福な市民層であり、後のプロイセン商務大臣パトーやヴュルテンベルク下院議員ファルンビューラーも参加していた。同会議は、年次会議での議論を総括する報告書を出版し、また事実上の機関誌である『国民経済学と文化史のための四季報』に議事録および参加者の論文を掲載することによって世論へ働きかけた。

第1回ドイツ通商大会の後に、第4回ドイツ国民経済学者会議が1861年9月9日から12日までシュトゥットガルトで開催された。この会議では、多くの参加者が統一国家の早急な成立のためではなく、商業および経済的動機から産業展覧会や国勢調査などの論点と関連付け、関税議会構想について議論した。また、それまでに1858年から1860年に開催された会議では、議会機構の設置が議題に上ったことはなく41、1861年のドイツ通商大会でハンゼマンが関税議会構想を提示した後に同構想が他の市民層エリートへと伝播していったことがうかがえる。以下、第4回ドイツ国民経済学者会議での関税議会構想をめぐる議論を見ていこう。

開会直後に一日目の議長を務めたブラウン42は、産業展 覧会に関する議題に関するミラーの動議を紹介した。この 動議は、「国民経済学者会議は、開催が目前に迫るロンド ン産業展覧会はおいてドイツの産業を堂々と代表するた めに、ドイツの展示、少なくとも関税同盟地域からの展示 は、一つの全体を構成するものとして、加盟邦ごとではな く、物品の種類ごとに配置され、ドイツの出品者が一つの 共同体として代表されることが必要不可欠である」という 内容であった4。この動議は、ロンドン産業展覧会に言及 しつつ、ドイツの産業全体を共同体的に保護する必要性を 強調していた。同様に、他の参加者からは「ドイツ(各地 の)経済的な利益は互いに密接に絡み合っている」ため、 ドイツ全体を統一的に保護することを目的とした、各地の 代表者が互いに意見を交わす場が重要であるとの意見も紹 介された45。このように一日目には、議題の提示と参加者 らによる意見表明のみが行われ、そして二日目以降に具体 的に産業展覧会や国勢調査に関する議論が行われた。

二日目に実施された議論において、ロンドン産業展覧会への準備との関連で、統一国家なきドイツ地域の対外的な共通の窓口の重要性がたびたび強調された。参加者の一人であるエンゲルは、産業展覧会への出展に向けた準備として、ドイツ地域の人口を報告するためにドイツ全土規模で国勢調査を実施するべきとの提案を行った46。このように

ロンドン産業展覧会と関連付けてエンゲルは国勢調査の必 要性を強調した一方、続いて発言したコーブルクの宮廷顧 問官カール・フランケは「そのような [国勢調査の実施を 定めた〕法案が、関税同盟に一般的な議会としての機能が 備わっていない状態では、どれほど多くの諸邦の議会を通 過しなければならないか、考えて頂きたい。もし国勢調査 の際に何か新しい観点が考慮されるべきであるならば、そ の法案を再び修正することがどれほど困難であるか検討し て頂きたい。もし、我々が共通の機構、共通の機関、一言 で言うならば、ドイツ議会を有していれば、一挙に法案を 議会での議論の俎上に載せ、諸君の無駄な時間を必要とは しないだろう」47、と延べた。この発言は、後で見るような 中央委員会の設置との名目で提示されたレッテの関税議会 構想と関連したものであった。実は、フランケはレッテか ら1861年になって数々の手紙を受け取っていた。レッテの 関税議会構想に賛同したフランケは、ドゥンカーに手紙を 送り、「私は明日シュトゥットガルトで開催される国民経 済学者会議に行き、関税議会の建設を手伝うつもりだ」48 と、年次会議において関税議会の実現に向けて働きかける ことを明かしていた。

このように産業および通商上の必要性から議会機構の設置を検討する議論が行われた。後に議題に上ったドイツ関税同盟の機構改革をめぐる議論でも、住民による関税法制定プロセスへの関与の是非という当初は議題に含まれていなかった論点について多くの提言がなされた。しかし、二日目の会議には結論が出ず、二日目の議長レッテが、三日目に関税議会構想を含む改革案を審議することに固執したため、結論は持ち越された49。

会議三日目の最初の議題に上がったのが、ベッカーによる動議であった。この動議は、「ドイツ国民経済学者会議は、(中略)関税制度のための委員会へ、ドイツの中規模以上の全ての経済地域の代表者を招集することを要求する」とした上で、ドイツ国民経済学者会議の常任代表団のメンバーと12の地域の代表者から構成される委員会の設置を提案した50。

その後、レッテは迂遠な演説を行うことで、ベッカーたちの委員会構想に関連づけ、常任代表団で提案された「関税率を扱う常設の委員会を設ける」という趣旨の動議を議論の俎上に載せた51。そして、関税同盟はドイツ全土の経済に関係するため、幅広い民意を取り入れることの重要性を次のように説明し、関税同盟の改革を論じる委員会を設置することを求めた。「諸君は、商工業従事者の個々の職能的身分、例えばポンメルンの農業経営者が、関税問題について国民経済学の有識者と共に議論することをひと知れず望んでいて、[ドイツ国民経済学者会議が成立したことで]その孤立状態から脱したことを既にご存知だろう。同時に製造業者も同様に孤立から脱することが理想であろ

→ 1 52₀

そして、レッテは会議以前に記した草稿に基づき自身の構想を紹介した⁵³。会議での発言よりもレッテの草稿の方が体系性があるため、以下では、草稿からレッテの構想を再構成する。レッテの草稿における関税議会構想は、関税および通商問題に関する法制定のための二院制からなる議会を想定していた⁵⁴。第一院として、各邦の代表者からなる「政府特別委員による合議体を設置」し、各邦に議席が割り振られていた。「この合議体の議長の地位は、プロイセン国王によって(中略)占められる」と規定された。そして、第二院は、「諸邦院」と名付けられ、諸邦議会から派遣される代表者301名で構成される議会機構が想定された。議席のほぼ半分をプロイセンに配分することで、第一院と同様に、プロイセンの主導的な地位が確固たるものにされていた⁵⁵。

レッテは、ドイツ国民経済学者会議の議論では、この 「議会機構」を草稿段階とは異なり「関税法の制定に関す る改革のための常設委員会」と呼称した。レッテの構想は 「委員会」という名称であるが、数百人以上の委員を想定 するなど、実質的には議会機構であった。レッテの提案は ケルストルフによってすぐさま批判された56。しかし、直 後に発言したヴィッガースは、レッテの構想に関連させ自 身の構想を次のように紹介した。「最後に私は、先ほど提 案された常設委員会の設置に関して所見を述べたい。私は (中略) そのような委員会は政治的な目的を追及すべきだ と考えている。(中略)この問題に関する最善の解決策は、 ドイツ国民の代表者が参集し、関税同盟という組織につい て決定を行うことによってのみ可能である。」57このように ドイツ全体の利益を考慮するために常設の委員会ないし議 会の必要性を強調したヴィッガースは「ドイツ住民が参加 し、議論を行う委員会」案を提案した。その提案も「委員 会」という名称が用いられるが、直後にファルンビュー ラー58によって指摘されるように、300名規模の委員会で あり、委員は自らが選出された地区を代表するとされてい

ファルンビューラーは、「委員会」との名称で実質的な「全国議会」の導入を目論むヴィッガースらの構想を念頭に、「とある綱領が本会議の数日前に配布されたが、それはこの委員会設置案と同様の内容であった。(中略)その綱領では関税同盟の会議(Zollvereins-Congreß)、もしくは関税同盟の議会(Zollvereins-Parlament)という名前であった。その議会には、諸君、あらゆる国家的な生命が吹き込まれるのである。(中略)まさに国家的存在において審議される市民立法、市民による訴訟規則などが、関税議会の審議の対象になっている。綱領に書かれた委員会は、議会と呼ばれ、300名の会員によって構成されることになっているである」59と述べ、批判を繰り広げた。そして返す刀

で、レッテらの常任代表団メンバーによって提案された委員会設置案がハンゼマンの冊子に由来することを白日の元に晒した。「常任代表団によるこの動議が(中略)ここで配布されたハンゼマン博士による綱領と一致するのは、不幸である。これは不幸な偶然だ!」のレッテは、関税議会構想の由来をすぐには明かさず、数名の参加者がそれぞれ長めの演説を行ったのちに、「この草稿は、私が知る限りにおいて、通商大会の常設委員会の議長であるハンゼマンによって推敲されたものである」のと述べ、レッテらの構想がハンゼマンの冊子に由来することを認めた。この発言の後、レッテの提案には慎重な意見が続き、結局、1861年のドイツ国民経済学者会議では関税議会構想は決議には採択されなかった。翌週の7月16日付のフランケの手紙では、「レッテの関税および通商議会の計画はシュトゥットガルトで完全な失敗に終わった」と評価された。

ただし、決議として採択されなかったとはいえ、1861年のドイツ国民経済学者会議の意義はないわけではない。この会議は、決議および議事録をドイツ地域の新聞社に送付するロビー活動を行っており、会議の議論はいくつかの新聞で報じられた⁶²。

3.2. ハンゼマン構想の踏襲: 1862年ドイツ通商大会

第2回ドイツ通商大会開催までに、常設委員会は大会の準備に向けて精力的に活動を行っていた。ハンゼマンは、第1回の年次大会で自身が議長職を辞することを求める声が高まっていたため、多くの参加者が発言する年次大会ではなく、常設委員会において関税議会設立に向けて活動した。1862年10月8日には、ハンゼマンは同月に開催される第2回ドイツ通商大会に向けた開催の旨を記した通達文を自身の名前で送付している。さらに、プロイセン首相ビスマルク宛に手紙を送付し、「関税同盟改革のための動議を決定すること」。を請願していた。ただし、ハンゼマンはこの手紙で、具体的な関税同盟改革案にも、関税議会構想にも言及することなく、関税同盟の改革を検討することを求めていた。

第2回大会においても、やはりハンゼマンは議長を務め、関税議会構想を含む動議を積極的に取り上げようと試みた。ただし、高齢のハンゼマンに対する支持は失われつつあった。こうした状況において、関税議会構想を再喚起し、1862年の決議に含めるよう働きかけたのはアレクサンダー・ジーベル66であった。

ジーベルは1861年の決議を踏襲することを要請したが、ハンゼマンとは異なり、オーストリアを排除しつつ関税同盟が存続することを要求した。「[関税同盟からオーストリアを排除することを明言しないような]決議では、我々のドイツへの所属意識が脅かされかねない。(中略)オーストリアなしの関税同盟にすることで、我々はより良い組織

運営ができるのである」と述べ、1861年の関税同盟改革に関する決議を踏襲した自身の動議に対する賛同を呼びかけた。この後、議長であったハンゼマンはすぐにジーベルの動議に対する採決を行った⁶⁷。そして、前年の決議の内容を発展させた1862年のドイツ通商大会の決議は採択された。その決議は常設委員会によって覚書として編集されて、ドイツ各邦政府に送付された⁶⁸。送付された覚書における第2回ドイツ通商大会の決議は、関税議会について次のように定めていた⁶⁹。

2条:関税や税、通商条約やその他の関税同盟に関する事項に関する、各邦の憲法に基づく権利は、 二院で構成される関税同盟加盟邦の代表者会議 (Repräsentanten-Versammlung) へと委譲される。

14条:代表者会議の第一院は各邦議会の派遣代表に よって構成される⁷⁰。

15条:代表者会議の第二院は、各邦において指示された方式による選挙で選出された議員によって構成される。

1861年のドイツ通商大会でのハンゼマンの構想は、商業従事者のための関税議会を想定していたが、それに対して、ジーベルはドイツ関税同盟の発展および将来の統一国家成立のために関税議会構想への支持を呼びかけていた。以後の市民層エリートの結社では、さらに別の論者によって、統一国家形成と関税議会が関連づけて論じられることが多くなっていく。

3.3. ハンゼマン構想の借用と読み替え:

第5回ドイツ国民経済学者会議(1862年)

関税議会をめぐる議論は、1862年にヴァイマルで開催された第5回ドイツ国民経済学者会議でも展開された。1862年の会議の前には、それ以前とは異なり、関税議会構想に対して事前に多方面から意見が表明された。ドイツ諸都市に駐在した外交官を介してハンゼマンの構想の詳細を知ったウィーン政府からは、オーストリアを含めたドイツ関税同盟加盟邦の人口比に合わせた議席配分に基づく関税議会の導入が提案された。オーストリアの要求は、ドイツ関税同盟への加盟を前提とするために、支持は広がらなかった。これまでの会議に参加していたカール・ブラウンは、ハンゼマンの構想に影響を受け、ドイツ全国議会として関税議会を導入する議論に参画していった。

第5回会議の冒頭で、ブラウンは以下の動議を提出して 関税議会導入の必要性を訴えた。「動議3:ドイツ国民経済 学者会議は、(中略) 我々の国民経済の繁栄を保障するた めの唯一の手段は次のものであると宣言する。すなわち、 即刻にまたは現在の関税同盟条約が失効する前に、統一的 な執行機関および多数決原理に基づき全ての関税同盟加盟 邦が、共通の国民経済的な議案の審議に関与することに加

え、関税同盟加盟地域の住民による投票によって選出され る国民代表機関を成立させるということである」71。ブラウ ンは1848年革命時に君主政の廃止および議会主義に基づく 政治制度を求める議論を展開していた。しかし、関税同盟 の改革および関税議会構想を提示したのは、第5回ドイツ 国民経済学者会議が初めてであった。ブラウンが主導した 議論を通じて、関税および通商政策に関して国民代表と邦 政府代表が議論を行う構想が本格的な議論の対象になって いった。参加者の中には、統一国家成立を念頭において議 論する論者もいた。彼らにとっては、国民代表原理を導入 する目的は、民意の反映ではなく、各邦議会の上位に統一 的な議会を成立させることで、ドイツ全国規模の政策決定 を容易にすることであった。ブラウンの関税議会構想は、 商工業従事者等から意見を集めることを可能にするために 関税議会構想に賛同していた従来の参加者に加え、統一国 家成立を求めていた一部の市民層エリートにも魅力的な構 想であった。

ブラウンは「ドイツ関税同盟は、(中略) 喫緊の問題と して共同の国民代表原理が必要なのである。その国民代表 機関は、関税同盟加盟邦政府と同様の重要性を有すること になる」2と、演説の中で述べ、自らの動議への賛同を呼 びかけた。この演説で、ブラウンは、関税議会がドイツ全 国議会として成立することで、個別の邦議会が持ち得な かったような、他邦を含む政府全体を牽制する影響力を持 ちうると論じたのである。続いて「同様の動議は、ドイツ 通商大会によって採択されたばかりである。また、プロイ セン下院でも国王に対する上申書をめぐる議論において、 同様の動議が提出され、私が知るところでは、採用はされ なかったが、内容に関して異論は起きなかった」など述べ、 ドイツ通商大会およびプロイセン下院でも関税議会の設置 へ賛同が広がっていると主張した。このカール・ブラウン の演説の後には、喝采が続いた。しかし、参加者全員が賛 成したわけではなく、関税議会構想に慎重な参加者の演説 が続いた。その後、ブラウンの演説および関税議会構想に 触発された他の市民層エリートが、相次いで関税議会構想 の修正案を提示した。こうした一連の議論の中で、かつて 関税同盟改革を論じてこなかった市民層エリートも次第に 積極的に関税議会構想をめぐる議論に加わった。1862年の ドイツ国民経済学者会議では、主にブラウンによって推進 された関税議会構想は、経済的な動機による賛同に加え、 統一国家成立の足掛かりとみなすナショナリスト的な理由 による同意も集めた。

3.4. ハンゼマン亡き後の関税議会構想と 1865年第3回ドイツ通商大会

1865年に開催された第3回ドイツ通商大会は、ハンゼマンの死後初めてのドイツ通商大会であった⁷⁴。このドイツ

通商大会で、関税議会構想の主たる担い手となるのはグスタフ・ディートリヒである。ディートリヒは、1861-62年に常設委員会の議長を務めていた。確かに1861年のドイツ通商大会では、関税議会構想について積極的に演説を行ったわけではなかったが、雑誌等に決議を掲載するための通達文を送るなど、常設委員会で着実に活動を継続していた。

1865年第3回ドイツ通商大会では、五つ目の議題として 関税同盟改革が挙げられた75。まず、ジーベルはこの議題 に関連した動議を提出し、「ドイツ通商大会は、ハイデル ベルクやミュンヘンでの大会の決議で求めたにもかかわら ず、関税同盟を一元的な組織構造へと変更することなし に、関税同盟条約が昨年に更新されたことを非難する」76 と自身の演説の中で述べた。このように彼は1864年の関税 同盟条約の更新の際に、これまでのドイツ通商大会で繰り 返し提起されてきた決議の内容が反映されなかったことを 批判し、継続的にドイツ諸邦政府に提案し続けることを要 求した。そして、「[新たに締結された関税同盟条約は] 12 年間の期限付きで締結されたのであるが、ドイツの商工業 層の人々にとって不利な状況は続く」と主張し、「そのよ うな不利な状況は、(中略)関税同盟の一元的な組織構造 の創設によって取り除くことができるだろう。関税同盟の 組織構造を一元的にする必要性は日々積み重なり、1877年 の次の関税同盟条約の更新まで待つことはできない」"と し、従来の主張に加え、関税同盟の執行機関の必要性を訴 えた。後者の主張の背後にあった狙いは、各加盟邦が有し ていた関税同盟の年次総会における拒否権の事実上の廃止 であった。このジーベル動議には、賛同の声が寄せられ、 動議は可決され、決議に盛り込まれた。

そして1865年第3回ドイツ通商大会後に、ディートリヒ の主導により常設委員会は、大会の決議および議事録をド イツ関税同盟加盟邦の外相等に送付した78。また、1865年 第3回大会の決議書を1866年4月10日にドレスデンで開催予 定であったドイツ関税同盟の年次総会にも意見書として提 出した79。この意見書には、「ドイツの商業従事者層を代弁 するドイツ通商大会は、1861年5月にハイデルベルクで開 催された年次大会において、(中略)次のような改革案を 訴えてきた。関税同盟に関する法制定は、これまでのよう な加盟邦政府による全会一致ではなく、多数決で決定が行 われ、また加盟邦政府の多数とこれから創設すべきである 加盟邦の住民の代表の多数決に基づいて、その法の発布さ れるべきである」80と記され、事実上の関税議会の設置を 要求する内容であった。ドイツ通商大会が送付した意見書 に対して、ドイツ諸邦政府から返答があったかどうか定か ではない。しかし、プロイセン外務省の文書に複数のメモ 書きが加えられた状態で保管されていることから、プロイ セン外務省には、議論の内容が伝わっていると推測できる。

4. 統一国家成立へ向けた市民層エリートの提案

1866年6月6日に、ドイツ通商大会の常設委員会はカッセ ルに集った。常設委員たちはこれまで三度の年次大会を開 催したものの、関税同盟の改革において十分な影響力を及 ぼせず、ドイツ関税同盟加盟邦間の対立が高まっていく状 況を踏まえ、会員に向けて次のような呼びかけ文を送付し た。「ドイツ通商大会は創設以来あらゆる機会において統 一的な議会を通じてドイツ通商大会の利害が代弁されるこ とを要求してきた。現在、ドイツ通商大会を特別な集会と して招集することは賢明とは思えない。現在の状況に対す る認識とこれまでの決議や我々の組織の共通した態度一致 していることにより、ドイツ通商大会の会員としての精神 で行動することには保障が与えている。(中略) 我々は会 員に対して、我々の目的を各々の与えられた場所において 達成するように行動し、各邦の意見に可能な限り影響を及 ぼすように、要請する。」81このように、ドイツ通商大会の 参加者は、これまでの決議の内容に基づき、引き続き各ド イツ諸邦に働きかけることが要求された。

しかし、ドイツ通商大会の参加者がこの要請に従って本格的に行動する以前に事態は大きく変化した。なぜなら、通達文が記されてから八日後に実際に普墺戦争が起きたからである。引用した通達には、「特別な集会として招集することは、賢明とは思えない」とされたが、普墺戦争およびケーニヒグレーツでのプロイセンの勝利により方針が大きく転換していくのである。

先行研究でしばしば引用されるプロイセン政府による 1866年4月9日付けのドイツ連邦改革案では、「連邦規約の 改正についてのドイツ諸政府による提案を受けとめ、審議 するために」、「全国民の直接投票と普通選挙権から生まれ る議会」を想定していた82。このように普墺戦争以前には プロイセン政府は、ドイツ関税同盟ではなく、ドイツ連邦 の改革を基礎として、ドイツ全国議会を設立することを要 求していた。しかしながら、普墺戦争後には、オーストリ アが含まれるドイツ連邦の改革は困難になった。それゆ え、普墺戦争後にはドイツ関税同盟に着目した改革案が提 示されるようになった。しかし、翻って言えば、1866年以 前にハンゼマンをはじめとして、ドイツ通商大会やドイツ 国民経済学者会議において関税議会構想を展開させた市民 層エリートの議論にこそ独自性があるのである。こうした 市民層エリートたちが、普墺戦争でのプロイセンの勝利後 に、従来の決議で求めてきたドイツ関税同盟改革および関 税議会構想を集約し、提示した提案が、1866年8月4日のド イツ国民経済学者会議特別集会の決議であった。

4.1. ドイツ国民経済学者会議特別集会(1866年)と 関税議会構想

ケーニヒグレーツの戦いで、プロイセンの勝利が確実になった後、1866年7月22日にレッテは自身の名前で国民経済学者会議の特別集会への招待状**を、同会議やドイツ通商大会の参加者である市民層エリートたちに送付した**。この会議に参加したのは、国民経済学者会議の常任代表団のメンバー11人、常任代表団によって推薦された国民経済学者会議の参加者50名、ドイツ通商大会の常設委員会のメンバー12名の計73名であった。

特別会議は8月4日に招集された。すでに1866年7月26日 に普墺戦争の暫定的な講和条約が締結され、プロイセンの 勝利が明らかになっていた。それゆえ、プロイセン政府が 提案したドイツ連邦改革案に対する市民層エリートの意見 を集約することが議論の一つの焦点になっていた。

特別会議の冒頭で、議長レッテは、国民経済学の有識者としての意見の集約とドイツ諸邦政府などへの要請の送付を集会の目的として掲げた。そして、1866年の特別集会の議題で最も時間が割かれ、議論の焦点になったのは、関税同盟の構造改革についての議論であった*5。

この議題へと議論が移った後、ブラウンはこれまでの国 民経済学者会議の活動を振り返り、次のように指摘した。 「[国民経済学有識者] 会議はすでに関税同盟の構造と関税 制度の改革構想に幾度も取り組んできた。そして、関税制 度の簡素化および保護関税の撤廃に貢献してきた。私個人 としてはあらゆる関税境界の完全撤廃が理想的な目標だと 思う。さらに、同会議は各邦政府の自由拒否権を廃止する ことおよび何らかの議会が関税同盟に関する案件の審議に 関与することを目標に活動してきた。これまでは、こうし た努力は成功していないだろう。しかし、将来には、関税 同盟加盟邦の政府と先に述べたような議会が、それぞれ連 邦政府および議会に一致するだろう」86。

このようにブラウンは関税同盟に関する案件の審議のための議会を求めてきたことを強調し、関税同盟の組織改革の議論の方向性を形作った。そして、自身の構想を動議として提案した⁸⁷。

- 1) 議会主義的な連邦国家を成立させることで、関税 同盟の構造改革の必要性は満たされる。関税同盟 の年次総会の代わりに連邦政府と連邦議会が成立 する。
- 2) (中略) 関税同盟に加盟することを希望するが、連 邦国家に属することは望まない諸邦は、少なくと も通商政策分野の立法権を連邦政府および議会に、 行政権限を連邦に、それぞれ移譲するような関税 同盟の規則の改革が行われた後に初めて、関税同 盟に加盟することが可能になる。
- 3) 関税同盟に関する案件に決定を下す議会の会議に

は、連邦国家に属さない関税同盟の加盟領域の議員はその都度参加しなければならない。

ブラウンの構想の核心は、関税議会を導入することで、関税同盟を通じて統一国家を形成し、関税同盟の加盟邦の自由拒否権を排除することであった。ブラウンの動議に賛成しつつも、普墺戦争で南北ドイツの対立が明確になったため、より求心力のある制度を求める意見も他の参加者から寄せられた。数人の参加者の求めによって、ブラウンの動議には修正が加えられ、議決にかけられることになった88。

この動議に対する評決の結果、第1条は一人のみ反対で 採択、第2条も大多数の賛成で採択された。一方、ブラウ ンの動議から大きく修正された第3条は結局否決された。 この採決によりブラウンが提案した1条と2条の内容がほと んど踏襲され、決議に含められた。この特別集会の働きと して興味深いのが、採決の後すぐさま、決議の発表方法を 検討することである。ベーマートは、以上の議論で紹介さ れた構想は、実は特別集会以前から各参加者が練り上げて きたものだと説明した89。そして、この議決の発表方法を 検討するよう要求した。ブラウンは議論の内容を公表する 方法について、「今日議論した論点のほとんどすべてが、 [国民経済学有識者] 会議の出版物に掲載されている。(中 略)雑誌はこの問題を鮮明に伝えるだろう。なぜなら世間 の読者層は雑誌を読むのだから」%と発言し、雑誌で発表 することを提案した。このブラウンの提案を受けて、レッ テは会議で可決された関税議会構想以外も含む決議の内容 をジャーナリストたちによる報告書で発表する旨の提案を 行い、全員の賛同を受けた。

この特別集会の決議等は、8月11日にドイツ諸邦政府および新聞社に送付され、すぐさまこの特別集会の議事録及び決議は雑誌『国民経済学と文化史のための四季報』にも掲載された⁹¹。また、ブレーメン通商新聞にも比較的詳細に議論の内容が紹介された。さらに、ドイツ通商大会を通じてドイツ各地の商工会議所に送付された。議事録自体が、1866年に出版されたこと、関税議会が関税同盟内における自由拒否権を阻止し、連邦国家の前段階になりうるという議論が関税同盟改革をめぐる論争空間に発信されたことは特筆すべきことである。ベーマートは1866年以前のドイツ国民経済学者会議の議論をビスマルクらが参照していたことを1866年の寄稿論文の中で示唆している⁹²。市民層エリートは市民層の結社における議論が実際に影響力を持つと考えていたことを示す記述である。

4.2. 関税議会の成立

1867年6月3日にベルリンで関税同盟の改革に関する会議が開催され、南部諸邦バイエルン、ヴュルテンベルク、バーデンそしてヘッセン=ダルムシュタットをそれぞれ代

表する大臣が参加した。関税同盟官僚を交えた検討の結果、ビスマルクが提示した案、すなわち関税連邦参議院 (Zollbundesrath) と関税議会 (Zollparlament) に、関税と 通商に関する立法権を委ねる案が採択された。

そして、1867年7月8日に締結された関税および通商同盟 条約により、関税議会が成立した⁹³。関税議会が有した立 法権限は限定され、関税率の改定、関税境界の調整、関税 または通商および船舶航行に関する対外的な条約に関する 決議、消費および奢侈材に対する間接税、具体的には税制 問題、塩、甜菜糖および煙草に対する税に関する事項の決 定であった⁹⁴。また、関税議会は予算を決定する権限もな かった。

関税議会の成立を要求してきた二つの市民層エリートの結社、すなわちドイツ通商大会およびドイツ国民経済学者会議は実際に成立した関税議会をどのように受け止めたのだろうか。ドイツ通商大会は、1868年2月28日に「関税同盟の改革を生んだ政治的運動を促進すべき」という趣旨の請願書を、北ドイツ連邦の宰相ビスマルク、南部諸邦の政府、関税連邦参議院および関税議会に向けて送付している。また、関税議会と統一国家を関連づける議論を牽引したブラウンは、1868年9月のドイツ国民経済学者会議で「国家的な未完成さ故に、経済政策は関税議会や北ドイツ連邦帝国議会、各邦議会で議論されるだろう。」述べ、関税議会設立を超えたさらなる国家的な統一を要求した%。

終わりに

本稿では、特に1858年以降の「新時代」と呼ばれる時期 にドイツ地域で結成された市民層エリートの結社、ドイツ 通商大会とドイツ国民経済学者会議を分析対象とし、関税 議会構想をめぐる市民層エリートの論争を分析してきた。

既に見てきたように、ハンゼマンが1845年にライン州議会で提示した関税議会構想は、単なる1848年革命前夜のその場限りの関税同盟改革構想案に留まるものではなかった。彼の関税議会構想は「新時代」において市民層エリートの論争空間に再度提示されることで、関税同盟改革論争において重要な選択肢として検討され続けることになった。ただし、彼が1861年にドイツ通商大会で提示した関税議会構想は、統一国家成立の足がかりとしてではなく、「その都度ごとの議会」として、あくまで民意、とりわけ商人層の意見を取り入れて関税および通商政策を議論するという実務的な観点から構想されたという性格を有していた。

そして、ハンゼマンの関税議会構想は、1861年ドイツ通 商大会以降、多様な市民層エリートによって、借用され、 読み替えられ、発展していった。ハンゼマンが出版した冊 子を通じて、あるいは複数の市民結社に参加した市民層エ リートを介して、ハンゼマンの関税議会構想はドイツ国民 経済学者会議でも論争の的となっていった。同会議の参加 者は、ハンゼマンが提示した関税議会構想を借用しつつ も、ハンゼマンとは異なり、ドイツ全体の経済問題を議論 する場を設けるという目的や、産業展示会の準備のため、 統一国家成立を促すためなど多様な動機と結びつけて読み 替えることで議論を行った。

普墺戦争の後になると、関税議会を設立するという主張 は、さらに幅広い層の市民層エリートによって賛同され た。1866年8月4日のドイツ国民経済学者会議の特別集会に は、それまで関税議会構想を議論してきた市民層エリート が参集した。この特別集会では、関税および通商問題を審 議するための関税議会をドイツ全国議会として成立させる という決議が採択された。そして、その決議はすぐさま全 国の新聞社および商工会議所、そしてドイツ諸邦政府に送 付され、また雑誌『国民経済学と文化史のための四季報』 にも掲載された。確かに、関税議会を発展させた市民層工 リートと、関税議会の導入および統一国家に向けた憲法の 制定などの準備を行った政治家や官僚との間には、制度的 な関係性はなかった。しかし、市民層エリートは、自らの 議論を議事録や決議という形で雑誌や新聞等に掲載するこ とで、関税議会というアイデアをドイツ全国議会と関税同 盟改革をめぐる論争空間に供給していたのである。

以上の結論を踏まえると、従来のドイツ帝国成立史おけるドイツ関税同盟の位置付けは再検討を迫られる。関税議会をめぐる市民層エリートの論争空間を分析することで、ドイツ関税同盟の改革論争の中に全国議会設立につながる関税議会構想の系譜があったという知られざる一面が浮かび上がってくるだろう。

¹ ジョン・メイナード・ケインズ(早坂忠訳)「平和の経済的帰結」『ケインズ全集』第二巻、東洋経済新報社、1977年、64頁。
² ただし、ドイツ関税同盟成立したことによって初めて加盟邦の工業化が進展することが可能になったという神話は、経済史の分野において既に批判的検討が繰り返されている。関税同盟の経済的影響をめぐる論争について、Rudolf Boch, Staat und Wirtschaft im 19. Jahrhundert, München 2004, S. 28-37, 55-107.

3 このような統一国家成立観は、トライチュケに代表されるプロイセン学派の歴史家が提示した解釈であった。Heinrich von Treitschke, Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert. Vierter Teil: Bis zum Tode Friedrich Wilhelms III., Leipzig 1919, S. 379. また、普墺間の関税同盟をめぐる論争に関して、佐藤勝則「三月革命後の普墺間、関税・貿易政策論争一ブルックの「中部ヨーロッパ関税連合」構想を中心として一」『西洋史研究』4号、1976年、27-63頁。

⁴「市民層エリート(bürgerliche Eliten)」とは、教養市民層および 経済市民層の属する人で、政治や経済の問題や課題をめぐる議論 に積極的に参画した人々を指す。市民層の定義をめぐる議論を簡 潔に説明したものとして、マンフレート・ヘットリング(平松英 人監訳)「市民、市民層、市民性」『ヨーロッパ研究』19号、2020年、 17-33頁。飯田芳弘『想像のドイツ帝国』は、関税議会が1868年 以降に唯一の全国議会として果たした役割を強調している。飯田 芳弘『想像のドイツ帝国』東京大学出版会、2013年、417頁。本 稿はこうした研究から示唆を受けつつも、ドイツ関税同盟の改革 構想および関税議会構想をめぐる議論を検討することで、市民層 研究およびドイツ帝国成立史の研究に新たな視座をもたらすこと を目指している。

5 関税議会は1868年にドイツ関税同盟内に設置され、後の統一国家はほ全土から選挙で選出された代表者で構成された全国議会である。1867年に成立した北ドイツ連邦議会の議員297名と南部諸国では男子普通選挙で選出された議員85名で構成された。

⁶ 末川清「第八章 帝国創建の時代」成瀬治・山田欣吾・木村靖 二(編)『《世界歴史大系》ドイツ史2 1648~ 1890年』山川出版社、 1997年、384頁。

⁷ Roland Zeise, Die Rolle des Zollvereins in den politischen Konzeptionen der deutschen Bourgeoisie von 1859-1866, in: Helmut Bleiber (Hg.), Bourgeoisie und bürgerliche Umwälzung in Deutschland 1789-1871, Berlin (Ost) 1977, S. 433-455.

⁸ ビスマルクの関税同盟政策に関する代表的な研究であるマイヤー『関税同盟とビスマルクのドイツ政策』は、ビスマルクの1858年4月3日付の手紙の一文を重視し、関税議会の設立意図の根拠としている。Alfred Meyer, Der Zollverein und die deutsche Politik Bismarcks. Eine Studie über das Verhältnis von Wirtschaft und Politik im Zeitalter der Reichsgründung, Frankfurt a. M. 1987, S. 296. マイヤーが根拠とするのは、「1865年以降にプロイセンによって改革されるべき関税同盟に関税議会のような機構を設置すべきかもしれない。」という一文である。Bismarck, die gesammelten Werke, XIV/I, Nr. 670, S. 486f.

9 本稿において、論争空間とは、ある論点に関して形成された、 多様なアクターが様々な機会に交わす議論や、雑誌や新聞などの 出版物および個人間の手紙における地理的な制約を超えた議論の 総体と定義する。

10 特に、プロイセン枢密文書館(Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz)所蔵のハンゼマン個人史料(Nachlaß Hansemann)を用い、ハンゼマンが遺した草稿や私信を分析した。また、ブレーメン商工会議所文書館(Das Archiv der Handelskammer in Bremen)に所蔵されているドイツ通商大会の議事録および準備委員会等の関連史料も使用した。

¹¹ 1848年革命以前のハンゼマンの来歴については、次の文献を参照のこと。ただし、1848年革命頃までの活動に重点がおかれ、関税同盟との関連は叙述の主眼ではない。Rudolf Boch, David Hansemann: Das Kind der Industrie, in: Sabine Freitag (Hg.), Die Achtundvierziger. Lebensbilder aus der deutschen Revolution 1848/49, München 1998, S. 171-184.

12 Joseph Hansen (Hg.), Rheinische Briefe und Akten zur Geschichte der politischen Bewegungen, 1830-50, Bd. 1, Osnabrück 1967, S. 735f. (以下、Hansen (Hg.), Rheinische Briefe と略記)

¹³ David Hansemann, Denkschrift 1840, in: Hansen (Hg.), Rheinische Briefe, Bd.1, S. 200.

¹⁴ Deutschen Zeitung Nr. 135 (12.11.1847), in: Karl Obermann, Einheit und Freiheit: die deutsche Geschichte von 1815 bis 1849 in zeitgenössischen Dokumenten, Berlin 1950, S.363.

¹⁵「新時代」とは、1858年10月に王太子ヴィルヘルムが摂政に就任してから、1861年に自由主義派の内閣が辞任するまでの、自由主義運動に寛容な時代を指す。

16「新時代」以前においては、1832年7月5日の連邦決議の下、 1848年革命期を除けば、協会活動は読書協会、体操協会(トゥル ネン)、教育協会などの非政治的な形をとって展開していた。多 様な結社の動向について、Otto Dann, Anfänge politischer Vereinsbildung, in: Ulrich Engelhardt, Volker Sellin, Horst Stuke (Hg.), Soziale Bewegung und politische Verfassung, Stuttgart 1976, S. 197-232.; Otto Dann (Hg.), Vereinswesen und bürgerliche Gesellschaft, München 1984. 特に、体操協会に着目した研究として、小原淳『フォルクと帝国創設:19世紀ドイツにおけるトゥルネン運動の史的考察』彩流社、2011年。

17 第1回通商大会後にハンゼマンと面会したザクセン王国の首相 ボイストは、「ハンゼマンは決して、(中略) 小ドイツ主義者では ない。善意のある経済人であり、自身の計画によって豊かさが上 昇すると純粋に信じている」と、オーストリアの外交官に書いている。Heinrich Ritter von Srbik (Hg.), Quellen zur deutschen Politik Österreichs 1859-1866, Bd. 1: Juli 1859 bis November 1861, Osnabrück 1967, S. 786.

¹⁸ GStAPK, VI. HA Nl. Hansemann, D, Nr. 38, Bl. 155r. (以下、Nachlaß Hansemann と略記)

19 ただし、1861年の大会の準備を行った委員会は、Vorkommission と呼称されたため、「準備委員会」と訳す。準備委員会は年次大会の二日前の1861年5月11日に、年次大会の議論の叩き台となる動議の素案を作成している。その後のドイツ通商大会の準備を行った委員会は、常設委員会(Bleibender Ausschuss)と呼称された。

20 ここで言及される自由拒否権(liberum veto)は、ドイツ関税同盟における意思決定プロセスにおける全会一致原則のことを指す。ドイツ関税同盟の年次総会では、全会一致原則が採られたため、一つの加盟邦が反対を表明すると、議案が廃案になってしまうことがあった。Ernst Rudolf Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789. Bismarck und das Reich, Bd.2, Stuttgart 1988, S. 294; Wolfram Fischer, Der Deutsche Zollverein. Fallstudie einer Zollunion, in: ders., Wirtschaft und Gesellschaft im Zeitalter der Industrialisierung: Aufsätze, Studien, Vorträge, Göttingen 1972, S. 123; Thomas Nipperdey, Deutsche Geschichte 1800-1866, Bürgerwelt und starker Staat, München 1984, S. 361.

²¹ 関税同盟条約および市民層エリートの結社の議事録において、「関税同盟の法制定 (die Gesetzgebung des Zollvereins)」という文言が頻出するが、この文言は関税率を定めた法律、商業や通商に関する法を指す。

²² ハンゼマンは、大会初日に議長に再選出されて以来、継続して 議長職を務めていた。Verhandlungen des ersten deutschen Handelstags zu Heidelberg, vom 13. bis 18. Mai 1861, Berlin 1861, S. 3. (以下、ド イツ通商大会の年次大会の議事録は、DHT Verhandlungen(開催 年)の形式で略記)

²³ DHT Verhandlungen (1861), S. 47. また、クラッセン=カッペルマンが、準備委員会でまとめた動議の素案について、Beschluß der Vorkommission des ersten deutschen Handelstags in Heidelberg, in: Archiv der Handelskammer in Bremen, Ha II 1, Bd. 1 (unpaginiert). また、(第4条)「対外的なドイツの利害を代表するために、(中略)関税同盟共通の旗を設定する」が求められたことは、後の市民層エリートの議論との関係において重要である。(以下、Archiv der Handelskammer in Bremen は、AHBと略記)

²⁴ Theodor Hamerow, Social Foundations of German Unification 1858-1871. Struggles and Accomplishments, Princeton 1972, S. 15-17. 構想の草稿について、Nachlaß Hansemann, Nr. 38, Bl. 154-168.

²⁵ DHT Verhandlungen (1861), S. 53.

²⁶ Dietrich (26.6.1861), in: AHB, Ha II 1, Bd. 1 (unpaginiert). 5つの雑誌は、プロイセン一般新聞、銀行・通商新聞、ベルリン株式市場新聞、ホード・シュペーナー紙、国民新聞であり、それぞれ独特の記号が割り当てられた。

27 Die Zeit, Nr. 36 (12.5.1861) は、関税議会 (Zollparlament または Zollvereinsparlament) という名称に言及しつつ、1861年のドイツ 通商大会について報じた。また、Allgemeine Zeitung, Nr. 132 (15.07.1861) では、匿名 (△マークのサイン) で関税議会を「単なる関税議会は、関税政策に通じた者だけが、[議員として議会に]派遣することができる。(中略) 関税議会はドイツの住民の代表機関 (中略) でありうるのか?」と批判している。Pfälzer Zeitung, Nr. 116 (18.05.1861) も同様に、関税議会の成立に反対する立場から記事を掲載している。

28 パトーは「中小諸邦の利益になり、プロイセンの覇権を損なう」との理由で、ハンゼマンの構想を拒絶していた。GStAPK, I. HA Rep. 151 Finanzministerium III, Nr. 6064, Bl. 573r. また、二通の鑑定書は、それぞれ1861年6月付けでベルリンで作成された「作成者不明『ドイツ関税同盟の機構案に関する簡潔な注釈」』と、1861年7月9日付でヴィースバーデンで作成された「作成者不明『ドイツ関税同盟の機構案に関する注釈』」である。GStAPK, I. HA Rep. 151 Finanzministerium III, Nr. 6064, Bl. 569-574, 579-581.

²⁹ [David Hansemann], Betrachtungen über den ersten deutschen Handelstag. Aus der Haude und Spenerschen Zeitung besonders abgedruckt mit erläuternden Anmerkungen Berlin 1861. (以下、Hansemann (1861) と略記)この冊子は、内容および通商大会の議論を知っていることを前提とした書き方が多いことから、広く世論に対し関税議会構想への支持を訴えるというよりは、関税同盟改革論争に参与していた市民層エリートに向けられた冊子であると推測される。

³⁰ Hansemann (1861), S. 6.

³¹ Hansemann (1861), S. 32.

32 「関税同盟に国民代表原理を導入することで、保護関税と自由 貿易の対立は、日常的な問題の対処を通じ、対立の著しさは失わ れだろう。また、両者の立場が生産者と消費者の双方の利害に合 わせ制定すべき関税率に関与することになるだろう。」Hansemann Nachlaß, Nr. 38, Bl. 174.

33 シュトラウビンガー紙も1862年1月18日号で、関税議会構想に 賛同者がいたことを紹介している。Straubinger, Nr. 15 (18.01.1862). また、ハンゼマンはドイツ産業新聞の1862年10月24日号に関税同 盟改革に関する提言を寄稿した。Deutsche Industrie-Zeitung (24.10.1862).

34 国民経済学者(Volkswirthe)という文言が用いられるが、学問として国民経済学に取り組む大学教授等の学者というよりも、ジャーナリストや商工会議所の代表者等の幅広い論者が参加していた。

 35 ベーマート(Victor Böhmert, 1829-1918)は、1852年まで法学と 国民経済学の研究に従事していた。その後、1856-60年にブレー メン通商新聞の編集長を務めた。1866年以降、チューリッヒ大学 で国民経済学の講座で教鞭をとった。

36 ドイツ国民経済学者会議の成立過程について、Volker Hentschel, Die deutschen Freihändler und der volkswirtschaftliche Kongreß 1858 und 1885, Stuttgart 1975, S. 27-34. また、イニシアチヴをとったベーマート自身がドイツ国民経済学者会議を招集した経緯について記した1884年の新聞記事は、次のとおり。Viktor Böhmert, Die Entstehung des Volkswirtschaftlichen Kongresses vor 25 Jahren (Zur Erneuerung an Schulze-Delitzsche, Huber, Lette und Prince-Smith), in: Vierteljahrschrift Volkswirtschaft und Kulturgeschichte 21, 1884, S. 193-225. ただし、成立後二十年以上経った時点から懐古する形で記された記事であるために、批判的に検討する必要があるだろう。

37 ベーマートによるドイツ国民経済学者会議への呼びかけおよび 開催の主旨については、次の雑誌記事を参照のこと。Bremer Handelsblatt, Nr. 293 (23.05.1857). 38 ベーマートが送付した呼びかけ文に対する新聞社の応答についてまとめた記事は、Bremer Handelsblatt, Nr. 297 (20.06.1857) および National-Zeitung, Nr. 247, (30.05.1857) に掲載されている。ベーマートの呼びかけはオーストリアの新聞社にも送付された。ブレーメン通商新聞編集局に、ドイツ国民経済学者会議設立に対して賛同する旨の文書等を送付した新聞社は、アウクスブルガーー般新聞(アウクスブルク)、株広場(ハンブルク)、ドイツー般新聞(ライプツィヒ)、ゲルマニア(ハイデルベルク)、ケルン新聞(ケルン)、国民新聞(ベルリン)、バルト海新聞(シュテッティン)、プレス紙(ウィーン)、ヴェーザー新聞(ブレーメン)、北ドイツ新聞(ハノーファー)である。

39 アウグスト・ラマース(August Lammers, 1831-1892)は、1856 年当時、ヴェーザー新聞(Weser-Zeitung)の編集長を務めてい た。Victor Böhmert, Lammers, August, in: Allgemeine Deutsche Biographie, Bd. 51, München 1906, S. 536-542.; Arwed Emminghaus, August Lammers. Lebensbild eines deutschen Publizisten und Pioniers der Gemeinnützigkeit aus der zweiten Hälfte des vorigen Jahrhunderts, Dresden 1908.

⁴⁰「国民経済学者会議には、国民協会の名簿に名を連ねたくない者が参加していた。」Bremer Handelsblatt, Nr. 448 (12.05.1860) および Die Zeit, Nr. 12(16.04.1861).

41 Bericht über die Verhandlungen des 4. Kongresses Deutscher Volkswirthe Stuttgart 1861, S. 16. (以下、ドイツ国民経済学者会議の報告書(議事録)は、KdV Bericht (開催年)の形式で略記)1860年の会議ではシュテッティンの商工会議所の代表者ヴォルフが、関税同盟の年次総会では適切な関税率を制定出来ていないと指摘し、関税同盟の組織改革の必要性を訴えていたが、同会議では具体的な改革案は提示されなかった。KdV Bericht (1860), S. 16. 42 カール・ブラウン(Karl Braun, 1822-1893)は、ナッサウ出身の政治家で、1848年革命時はナッサウの議会で活動していた。1843年には、ドイツ関税同盟の発展、つまり自由貿易の拡大こそがナッサウに経済的利潤をもたらすとの趣旨の博士論文を執筆していた。

43 ロンドン産業展覧会とは、当初1861年に開催予定であったが実際には1862年に開催されたロンドン万博を指す。

53 レッテによる手書きの草稿は、ハンゼマンの1861年の関税議会構想に触発されて作成されたと推測される。この草稿は、ハンゼマンの元に送付され、ハンゼマンの個人史料の一部として保管されている。Nachlaß Hansemann, Nr. 31. Bl. 48-54. 以下の草稿からの引用は、この史料を筆者が和訳したものである。

54 レッテの草稿での第一院および第二院の表記は、それぞれ「政府特別委員による合議体(Collegium der Regierungscommissare)」と「諸邦院(Staatenhaus)」である。第一院の議席は全部で34であり、プロイセンに7議席、バイエルンに4議席、その他の邦にはそれぞれ3または1議席が配分された。第二院は、各邦の議会から議員が選出される点で、第一院と性格が異なるとされている。Nachlaß Hansemann, Nr. 31. Bl. 50-54r.

55 全301議席のうち、プロイセンは150議席、バイエルンは41議席、ザクセンは19議席、ヴュルテンベルクは15議席、ハノーファーは17議席、バーデンは12議席、ヘッセン=ダルムシュタットが8議席、ヘッセン=カッセルが7議席、ナッサウは4議席、ブラウンシュヴァイクは3議席、その他の邦は3議席以下の議席が配分された。Nachlaß Hansemann, Nr. 31. Bl. 52r.

⁵⁸ ファルンビューラー (Friedrich Karl Freiherr Varnbüler, 1809-1889) は、当時ヴュルテンベルクの下院議員であった。後に、1864-67 年にヴュルテンベルクの外相を務めた。

⁵⁹ KdV Bericht (1861), S. 132-134. 引用部分は S. 133.

62 特に詳細に報じたのは、ベーマートが主筆を務めるブレーメン通商新聞である。「[ドイツ国民経済学者会議は] 国家の立場 [からの議論] でもなければ、立法権も行政権も有しないが、世論及びそれに結びついた政府や立法機関への否定し難い影響力を行使している。」ただし、ドイツ国民経済学者会議にはベーマートも関与していたため、額面通りに受け取ることはできないが、世論の喚起を狙っていた様子がうかがえる。Bremer Handelsblatt, Nr. 519 (21.09.1861).

63 この1862年の常設委員会の議事録は、手書きの議事録および報告書がそれぞれ現存している。Protocoll der 2.ten Versammlung des Bleibenden Ausschußes des Deutschen Handelstags 1862, in: AHB, Ha II 1, Bd. 1 (unpaginiert).

64 Hansemann Nachlaß, Nr. 37, Bl. 105.

⁶⁵ Hansemann Nachlaß, Nr. 37, Bl. 107-108. この手紙に対する返信は、筆者の調査した限りでは存在しない。

66 アレクサンダー・ジーベル (Alexander von Sybel, 1823-1902) は、 ライン・ヴェストファーレン地方の商業組合の議長を務めてい た。1868年以降は関税議会議員に選出された。Hirth's Parlaments-Almanach, Bd. 1: 2. Febr. 1867, Berlin 1867, S. 73.

⁶⁷ 動議の内容は、DHT Verhandlungen (1862), S. 83. ジーベルの動議 は132の賛成票と37の反対票で、採択された。

68 第2回ドイツ通商大会の議事録および決議がプロイセン外務省の文書として収容されていることからも、外務省がこの大会の議論を注視していたことが分かる。Denkschrift über die vom zweiten Deutschen Handelstage zu München gefaßten Beschlüsse. Den Hohen Deutschen Regierungen überreicht von bleibenden Ausschuß, Berlin 1862. (GStAPK, III, HA MdA, II Nr. 1258, Bl. 5-9.)

⁶⁹ Beschlüsse des deutschen Handelstages, (Aus den Verhandlungen des deutschen Handelstages. Berlin [1862], S. 3-5.

70 第一院の代表者の構成は次の通りとされた。プロイセンから12 名、バイエルンから6名、ザクセン、ハノーファー、ヴュルテンベルク、バーデンから合わせて4名、クアヘッセン、ヘッセン大

⁴⁴ KdV Bericht (1861), S. 23.

⁴⁵ KdV Bericht (1861), S. 24.

⁴⁶ KdV Bericht (1861), S. 77. 展示会場の面積を出展国ごとに割り振る際に、各出展国の人口に関する統計が必要であった。

⁴⁷ KdV Bericht (1861), S. 82f.

⁴⁸ Staatsrat Karl Francke, Koburg, 7. September 1861, in: Johannes Schulze (Hg.), Max Duncker, Politischer Briefwechsel aus seinem Nachlaß, Stuttgart 1923, S. 295.

⁴⁹ KdV Bericht (1861), S. 124-127.

⁵⁰ KdV Bericht (1861), S. 123. ベッカーはドイツ地域を以下の12の地域、1) プロイセン諸州、2) ポンメルンとポーゼン、3) シュレジエン、ブランデンブルクとザクセン諸州、4) ザクセン王国とテューリンゲン諸邦、5) リューベック、ラウエンブルクとメクレンブルク、6) ハンブルクとホルシュタイン、7) ハノーファーと周辺諸邦、8) ヘッセン諸邦、ナッサウとフランクフルト、9) ヴュルテンベルクとホーエンツォレルン、10) バーデンとプファルツ、11) マイン河周辺のバイエルン諸区、12) ドナウ河周辺のバイエルン諸区に分割した。

⁵¹ KdV Bericht (1861), S. 124.

⁵² KdV Bericht (1861), S. 127. ここでポンメルンが挙げられる理由は、関税同盟に未加盟であるポンメルンの都市であるシュテッティンからのヴォルフなどの参加者がいたことを念頭に置いている。

⁵⁶ KdV Bericht (1861), S. 127-129.

⁵⁷ KdV Bericht (1861), S. 132.

⁶⁰ Ebenda.

⁶¹ KdV Bericht (1861), S. 137.

公国から合わせて3名、25万人以上の人口を有する加盟邦はそれ ぞれ2名、その他の邦はそれぞれ1名の代表者を派遣する。

⁷¹ KdV Bericht (1862), S. 18.

⁷² KdV Bericht (1862), S. 69.

⁷³ KdV Bericht (1862), S. 73. ここで念頭に置かれる動議とは、1861 年のプロイセン下院でのハインリヒ・ジーベルによる関税議会の 設立の是非について検討することを求める動議である。Heinrich Schulthess, Europäischer Geschichtskalender 1861, Nördlingen 1862, S. 38.

74 第3回ドイツ通商大会は1865年9月25日から28日の日程で、フランクフルト(マイン)で開催された。1864年11月10日には、マイヤーの名前で常設委員会から会員に対して、翌年1865年にドイツ通商大会を実施する旨の通達文が送付されている。そこでは、「ドイツ通商大会の規約第2条では、少なくとも2年に一度大会を開催することになっている。(中略)しかし、[前回大会から2年後にあたる]今年は開催しない。」とした上で、「諸君の要望や動議を、特に関税同盟問題に関して、可能であれば翌年の2月ごろまでに、[常設委員会に]寄せるよう要求する。」と記された。Meier (10.11.1864)、in: AHB, Ha II 1, Bd. 2 (unpaginiert). 第3回ドイツ通商大会の議事録は、GStAPK, III HA MdA, II Nr. 1258. に収容されている。この議事録には史料の通し番号として Bl. 135-288. の数字が、議事録内のページ番号とは別に振られているが、煩雑を避けるため、議事録内のページ番号を以下では用いる。

⁷⁵ DHT Verhandlungen (1865), S. III.

⁷⁶ DHT Verhandlungen (1865), S. 102. また、常設委員会でジーベルによって提示され、全会一致で常設委員会から年次総会へ提出される素案として可決された動議の原本について、Anträge des bleibenden Ausschusses. Zu Nr. 5a der Tagesordnung. Die Zollvereins-Verfassung betreffend, in: AHB, Ha II 1, Bd. 3 (unpaginiert).

⁷⁷ DHT Verhandlungen (1865), S. 102.

78 送り状の日付は1865年12月20日で、送り主としてディートリヒの署名が加えられている。GStAPK, III HA MdA, II Nr. 1258, Bl. 214. 第3回ドイツ通商大会の決議と議事録は、プロイセン外務省に4月25日付で受領され、St. M. So. 2323というメモ書きが左下に加筆されている。

79 送付された請願文について、Dietrich (10.04.1866), in: HStAM, 41, 7541, Sechzehnte Generalkonferenz in Zollvereinsangelegenheiten zu Dresden. ただし、実際には各邦からこの請願文の内容を考慮した動議が提出されることはなかった。1866年ドイツ関税同盟年次総会における各加盟邦の動議は、HStAM, 51 a, 73. 16. General-Zollkonferenz zu Dresden. に収容されている。HStAM は、ヘッセン州立文書館マールブルク (Hessisches Staatsarchiv Marburg) の略号である。

- ⁸⁰ Dietrich (10.04.1866), in: HStAM, 41, 7541, Bl. 1.
- ⁸¹ GStAPK, III. HA MdA, II Nr. 1258, Bl. 289r.
- 82 Preußischer Antrag auf die Reform der Bundesverfassung gestellt am Bundestag durch den Gesandten von Savigny am 9. April 1866, in: Ernst Rudolf Huber (Hg.), Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte. Bd. 2, Nr. 163, S. 225. 上記のプロイセン政府による1866年4月9日の提案を受け、市民層エリートの結社では自らの目的に合わせた構想が議論される。1866年5月20日には大ドイツ主義者が中心となっていたドイツ議員大会では、普通選挙制度と全国議会の創設が要求された。Verhandlungen des dritten Congresses deutscher Abgeordneter am 20. Mai 1866 zu Frankfurt am Main, S. 18. しかし、ドイツ国民経済学者会議以外では、関税同盟に着目する構想はほとんど見られなかった。
- ⁸³配布された招待状として次の史料を参照した。Lette (22.06. 1866), in: AHB, Ha II 1, Bd. 3 (unpaginiert).
- ⁸⁴ Vierteljahrschrift für Volkswirtschaft und Kulturgeschichte 4, Berlin 1866, S. 196-198.
- 85 KdV Bericht (1866), S. 183.
- 86 KdV Bericht (1866), S. 185.
- 87 KdV Bericht (1866), S. 186.
- 88 ミヒャエリスは「もし要求を、関税同盟の管理及び法制定を、一つの中央組織と一つの議会に委譲するというものに限定すれば、会議は義務を果たしたことになろう。この意味において多様な動議の提出者たちは共通の提案にまとまることが望ましいであろう」と述べ、中央組織と議会を設置する案が、参加者の多様な主張を満たす案だと説いた。KdV Bericht (1866), S. 188.
- 89 KdV Bericht (1866), S. 195f.
- 90 KdV Bericht (1866), S. 196.
- ⁹¹ Heymann, Der deutsche Handelstag: 1861-1911, Bd. 2, Berlin 1913, S. 387. 送付した書類の内容を掲載したものとして、Korrespondenz des Deutschen Handelstags, Nr. 5, 15.08.1866, in: AHB, Ha II 1, Bd. 3 (unpaginiert).
- ⁹² Viktor Böhmert, Deutschlands wirtschaftliche Neugestaltung, in: Preußische Jahrbücher, Bd. 18, 1866, S. 270.
- ⁹³ Michael Kotulla (Hg.), Deutsches Verfassungsrecht 1806-1918. Eine Dokumentensammlung nebst Einführungen, Bd1, Heidelberg 2006, S. 1008
- ⁹⁴ Heymann, Der deutsche Handelstag. 1861-1911, Bd. 2, Berlin 1913, S. 389
- ⁹⁵ Heymann, Der deutsche Handelstag. 1861-1911, Bd. 2, Berlin 1913, S. 391.
- ⁹⁶ KdV Bericht (1868), S. 7

Das von bürgerlichen Eliten entworfene Zollparlament

Das gesamtdeutsche Parlament und die Reform des Deutschen Zollvereins (1858-1868)

Mine Sachiya

Dieser Aufsatz behandelt den Entwicklungsprozess des Zollparlamentsplans. Der 1834 gegründete Deutsche Zollverein war ein Zusammenschluss deutscher Staaten auf dem Gebiet der Zoll- und Handelspolitik. Er wird weithin als ökonomische Grundlage des 1871 gegründeten Deutschen Kaiserreichs angesehen. Außerdem wurde im Deutschen Zollverein das Zollparlament eingerichtet, dessen Abgeordnete von der Bevölkerung gewählt wurden. Darin zeigt sich, dass der Deutsche Zollverein nicht nur eine ökonomische, sondern auch eine politische Rolle spielte. Das Zollparlament tagte von 1868 bis 1870 und stellte faktisch ein bereits drei Jahre vor der Reichsgründung eingerichtetes gesamtdeutsches Parlament dar.

Die bisherige Forschung hat die Diskussionen im Zollparlament gut aufgearbeitet. Überraschenderweise ist jedoch kaum erforscht, wie sich die Idee herausbildete, im Zollverein eine parlamentarische Körperschaft einzurichten. Hier setzt diese Studie an, indem sie die Debatten in Vereinen der bürgerlichen Eliten analysiert. Unter bürgerlichen Eliten werden dabei Bürger verstanden, die sich freiwillig und aktiv an den Diskussionen über politische und ökonomische Angelegenheiten beteiligten, die die Gesamtheit der deutschen Staaten betrafen. Die in der vorliegenden Arbeit untersuchten Organisationen der bürgerlichen Eliten sind der Deutsche Handelstag und der Kongreß deutscher Volkswirthe.

Untersuchungsgegenstand sind Nachlässe von Angehörigen der bürgerlichen Eliten sowie Vereinspublikationen. Insbesondere werden der Nachlass David Hansemanns (1790-1864) und die Akten des Deutschen Handelstags untersucht, die sich im Archiv der Handelskammer Bremen befinden.

Die vorliegende, in vier Kapitel gegliederte Arbeit setzt sich zum Ziel ein, neue Erkenntnisse über den Zusammenhang zwischen der Errichtung des gesamtdeutschen Parlaments und der Diskussionen über die Reform des Deutschen Zollvereins zu erlangen.

Das erste Kapitel thematisiert den Zollparlamentsplan Hansemanns vor der "Neuen Ära". Den ersten Entwurf zum Zollparlament stellte Hansemann im Jahr 1845 auf dem achten Rheinischen Provinziallandtag vor. Er beantragte die Einberufung einer Versammlung, in der Deputierte aus allen Zollvereinsstaaten Gesetze beraten und mit absoluter Majorität beschließen sollten. Hansemann konzipierte damit eine Maßnahme, um ein Gegengewicht zur preußischen Bürokratie zu schaffen, die die handelspolitischen Entscheidungen dominierte Im Gegensatz zu den anderen rheinischen Liberalen, die die Errichtung eines Parlaments forderten, sah Hansemann im Deutschen Zollverein ein Parlament vor. An diesem Plan hielt er bis zu seinem Tod 1864 fest.

Das zweite Kapitel werden analysiert die Organisationen, Vereine und Tagungen bürgerlicher Eliten in der "Neuen Ära". Nachdem 1858 das Verbot politischer Vereine aufgehoben worden war, gründeten die bürgerlichen Eliten zahlreiche Vereine. Den Deutschen Handelstag gründete Hansemann 1861. Sein Ziel war es, eine Institution für alle deutschen Händler und Fabrikanten zu etablieren. Dort schlug er abermals seinen Plan zur Errichtung des Zollparlaments vor, dessen vereinfachte Version im Beschluss des zweiten Deutschen Handelstags aufgenommen wurde. Außerdem publizierte Hansemann eine Broschüre, in der die Errichtung eines Zollparlaments propagierte. Mit dem Zollparlamentsplan beabsichtigte Hansemann, die Teilnahme vor allem von Vertretern des Handels und der Industrie bei der Entscheidung über wirtschaftliche Belange zu ermöglichen. Den Zollvereinsplan assoziierte er nicht mit einer Staatsgründung.

Im Dritten Kapitel wird analysiert, wie die bürgerlichen Eliten im Laufe der Diskussion die Zollparlamentspläne aufnahmen. Inspiriert von Hansemanns Broschüre unterbreiteten Angehörige der bürgerlichen Eliten den Zollparlamentsplan dem Kongreß deutscher Volkswirte. Hier wurde er in die Diskussion

über die gemeinsame Vertretung einbezogen. Einige Teilnehmer des Kongresses versuchten ihn mit der Staatsgründung zu verknüpfen, doch ohne Erfolg. Am Schluss der Versammlung einigten sich die Mitglieder zu dem Beschluss, der den Zollparlamentsplan beinhaltete.

Die Beschlüsse des Kongresses Deutscher Volkswirthe wurden in den Zeitungen und Zeitschriften publiziert. Bei seiner Veröffentlichung spielte Viktor Böhmert (1829-1918) die große Rolle. Ähnliche Beschlüsse wurden bis 1866 wiederholend abgeschlossen.

Das vierte Kapitel thematisiert, wie die Zollparlamentspläne mit der Staatsbildung verbunden und konkretisiert wurden. Vor allem Karl Braun (1822-1893) sah das Zollparlament als Vorstufe zum gesamtdeutschen Parlament an. Sein Zollparlamentsplan gewann nach dem Ausbruch des deutschösterreichischen Krieges im Jahr 1866 in den bürgerlichen Vereinen an Popularität. Bei einer Sonderversammlung des Kongresses deutscher Volkswirthe am 4. 8. 1866 kamen die bürgerlichen Eliten zusammen, um gemeinsame Forderungen zu formulieren. Im Beschluss wurde die Errichtung eines Parlaments für die Zoll- und Handelspolitik gefordert, das den Bundesstaat konstituieren sollte. Dieser Beschluss wurde im

Anschluss an die Versammlung an die Redakteure zahlreicher Zeitschriften und Zeitungen sowie an die Regierungen der deutschen Staaten gesandt.

Im Folgejahr wurde ein neuer Vertrag über die Reorganisierung des Deutschen Zollvereins vorgeschlagen, der auch den Zollparlamentsplan beinhaltete. Deutlich wird, dass sich die Idee, ein gesamtdeutsches Parlament innerhalb des Deutschen Zollvereins einzuführen, nicht allein auf Otto von Bismarck zurückführen lässt, der die Einführung eines Parlaments im Zollverein nur selten thematisierte.

Die Studie zieht folgendes Fazit: 1. Es war Hansemann, der den im Jahr 1845 vorgestellten Zollparlamentsplan erneut auf dem Deutschen Handelstag 1861 vorschlug. Seine Absicht war, die Bürger in den wirtschaftspolitischen Entscheidungsprozess einzubinden. 2. Die von Hansemann entworfenen Zollparlamentspläne wurden von unterschiedlichen bürgerlichen Eliten konkretisiert und weiterentwickelt. Sie wurden mit verschiedenen politischen und ökonomischen Zielen assoziiert. 3. Die bürgerlichen Eliten verbreiteten ihre Zollparlamentspläne in der Öffentlichkeit, indem sie nicht nur Beschlüsse, sondern auch Sitzungsprotokolle in Zeitungen und Zeitschriften veröffentlichten.